

“社協会費” の Q&A –社会福祉法人大崎市社会福祉協議会–

Q1. 社協会費とは何ですか？

A 1. 社協会費は、地域福祉活動の貴重な財源で、地域住民が「自分たちの地域のために」参加する任意の会費です。社協会費は寄付ではなく、地域福祉活動への参加の意思を示す会費として扱われます。

Q2. 社協会費は何のために集めるのですか？

A 2. 介護保険や行政からの補助金だけでは賄えない、住民が主体となる支え合いの活動や見守り活動、ボランティア活動などの自主的な地域福祉活動を行うための財源です。

Q3. 社協会費は強制ですか？

A 3. 社協会費は会員制度であり強制されるものではなく、任意です。地域の助け合い（共助）の精神に基づき、地域福祉に参加する一つの方法として協力をお願いしています。しかし、福祉のまちづくりを進めるためのものですので、一人でも多くのかたにご理解をいただければと思っています。

Q4. 社協会費を集めるのはなぜですか？税金で賄えないのですか？

A 4. 住民が主体となる活動は行政の補助だけでは難しく、特に「共助」は行政だけに頼るのではなく、地域住民が「自分たちの手で地域を良くする」ための財源が必要です。そのような活動のために、社協会費が貴重な財源となっております。

Q5. 社協会費を払わなくとも地域福祉活動は続きますか？

A 5. 社協会費は社協の自主事業の根幹を支えるため、会費がなくなると活動に大きな影響が出ます。特に住民が主体となるサロン活動や見守り活動が縮小・停止し、地域福祉コミュニティが後退することが懸念されます。

Q6. なぜ行政区等に会費のとりまとめを依頼するのですか？

A 6. 地域福祉コミュニティは、住民が生活するうえで、最も基礎的な地縁組織により形

成されます。このことから、住民が主体となる支え合いの活動や見守り活動は、行政区・町内会等を単位として行われることが多いことから、協力に対し理解を得やすいからです。また、地域の実情を最も理解しており、それを効果的に反映させ易いことがあります。

Q 7 .区会費等の予算から社協会費に協力してもよいのですか？

A 7 . 行政区・町内会等が社協の趣旨に賛同して会費のとりまとめ等に協力することについて、問題はありません。会費は強制ではなく、任意ですので、行政区・町内会等の総会などで、住民の皆さんにご説明をいただいたうえで、社協会費の協力についての合意形成と意思決定の手続きをするようお願いします。

Q 8 . 社協会費を払うと何か特典はありますか？

A 8 . 社協会費は、地域福祉活動への参加の意思を示す任意参加の会費制度のため、特典はありません。したがって、会員にならないことで不利益が生じたりすることもありません。しかし、地域福祉活動は福祉のまちづくりを進めるためのものですので、住民の皆さんに等しくご協力をお願いしています。